

令和元年度障がい者関係団体との意見交換会について

- 1 開催目的
障がい者関係団体との意見交換を通して、障がい当事者及び関係者の意見等を聴取し、ニーズに即した障がい者施策の推進を図ること。
- 2 日時・場所
令和元年9月10日(火) 13時30分～15時30分
ふれあいランド岩手(盛岡市三本柳8地割1番3)
- 3 出席者
(1) 障がい者関係団体
25団体40名
(2) 県
保健福祉部長ほか関係室課26名

4 内容	
【第1部：全体会】 13:30～13:50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶 ・ 行政説明(令和元年度県の障がい児・者施策関係の主要事業の概要について)
【第2部：分科会】 14:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1分科会：身体障がい系団体(13団体) ・ 第2分科会：知的障がい系・精神障がい系団体(12団体) ・ 団体からの意見・要望 ・ 県からの回答

5 団体からの意見・要望の状況(詳細は次ページ以降を参照)

	区分	件数
1	福祉に関するもの	51件
2	教育に関するもの	21件
3	権利擁護に関するもの	11件
3	医療に関するもの	11件
5	生活に関するもの	9件
6	災害対応に関するもの	8件
7	就労に関するもの	7件
8	その他	1件
	合計	109件

※ 複数の区分にまたがっている意見・要望については重複して計上しているため、合計件数は述べ件数と一致しないものであること。

令和元年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第1分科会)

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
2 社会福祉法人 岩手県視覚障害者福祉協会	1	意思疎通支援事業について 点字の読み書き(音訳を含めて)を必須事業としてほしい。望んでいるのは、市町村職員・県職員の中に点訳者(点字が分かる人)を配置してほしい。行政から届く郵便物が重要なものかどうか分からない。民間の方が取組が進んでいるが、せめてどのような内容か分かるよう、点字のラベルを貼ってほしい。	点訳者等の養成については、地域生活支援事業実施要綱において必須事業とはされておきませんが、県では毎年度視聴覚障がい者情報センターにおいて養成研修を実施しております。 養成された奉仕員の方々には、視聴覚障がい者情報センターにおいて点訳・音訳圖書の作成等に御協力いただいているところです。 なお、市町村における点訳者等の配置について、人材育成等の観点から難しいものと思われませんが、養成された奉仕員の方の市町村での活動については今後検討してまいります。 市町村等に要望の内容を伝えたい。	継続	障がい保健福祉課
	2	弱視者支援対策について 幼児期から視覚に係る疾病の早期発見対策と、中途失明者への早期支援の具体的な包括的行政施策を行うこと。また、教育行政に於いて、弱視者理解と合理的配慮を推進する事。 中途失明者が行政サービス・福祉サービスを殆ど理解できていないため、中途失明者へのフォローアップをしてほしい。相談支援従事者の資質向上とあるが、役場の中で完結させてほしい。必要とする者への情報が届いていない現状があるため、情報を必要とする中途失明者へ情報を届けてほしい。	幼児期の疾病の早期発見については、市町村が実施する3歳児眼科検診による早期発見や御家庭での子供のしぐさを観察することが重要であるとともに、眼科において適切な治療を行うことが大切であると考えております。 また、中途で失明された方への支援として、一人ひとりのニーズに合わせた支援が必要であると考えられることから、それらをコーディネートする相談支援従事者の資質向上と関係機関の円滑な連携を図るため、相談支援従事者研修を実施するとともに、市町村や地域自立支援協議会が行う相談支援体制の充実への取組を支援します。 市町村等に要望の内容を伝えたい。	新規	障がい保健福祉課 (子ども子育て支援課)
3 岩手県肢体不自由児・者父母の会	1	若園町の福祉センターでのリハビリの充実 理学療法士の不在が続いているので各自自主訓練になっているが、リハビリは大切なので早く見つかる事を期待します。	盛岡市立身体障害者福祉センターで実施しているリハビリは、盛岡市が地域活動支援センターⅡ型事業として実施しているものですが、施設の指定管理者からはリハビリを行う際に必要な理学療法士が不足しており、募集を行っているが応募がない状況と聞いています。	新規	障がい保健福祉課
	2	地域活動センター等のバリアフリー化の促進 いつ、どこで起こるかも知れない災害！ その様な時に避難所になる可能性のある地域の公的な施設は誰れもが使い易い様にバリアフリー化を促進して頂きたい。	短時間の避難であっても、一般の避難所に福祉的な配慮がないとのイメージから避難をためらう要支援者が想定されることから、一般避難所においても福祉避難スペースの確保、要支援者用の別の部屋を用意するなどの配慮が行えるよう、今後も市町村に対し、研修会等を通じて、避難所の運営体制について検討していただくよう働きかけてまいります。	新規	地域福祉課
6 社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	1	県及び市町村における差別解消条例の制定について 本県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が平成22年12月14日岩手県条例第59号で制定し平成23年7月1日付で施行されている。その後、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行された。 当協会では、県条例の制定に加え、県内の各地域で暮らす障がい者が、住民の理解や協力を得て、共に暮らせる地域づくりをより推進するため、県内全ての市町村独自の条例制定に向けて、当協会各市町村協会より各行政に要請していきたく活動していく方針です。 つきましては、障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現のためにも、市町村へ協議に応じ取組みを要望していただきたい。	本県では、障がい理由とした不利益な取扱い・差別に関する相談窓口は市町村に設置しています。 障がい者に対する不利益な取扱いや差別の解消について、県職員に対しては職員研修において、市町村職員に対しては不利益取扱い相談窓口職員研修において障がい者の権利擁護に係る普及啓発を進めているところです。 また、今年度は県内の事業者や団体を対象に、当課職員を派遣し障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施し、より一層の普及啓発に取り組んでいるところであり、市町村においては職場研修の一環として当該出前講座を活用していただいております。 今後とも市町村と連携して障がい者の差別解消に取り組み、市町村から相談があった場合には必要な助言を行ってまいります。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	2	身体障害者相談員制度について 身体障害者相談員制度については、本来、当事者によるピアサポートであり、在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たしています。 また、中途障害者が増加している状況の中で、障害者を理解・受容し、社会参加を進めるうえで、障害当事者の相談員活動の意義はますます重要になると考えます。 地域格差がなく、障害当事者の目線に立った障害者の社会参加の一層の推進が図られるよう、相談支援事業所等と身体障害者相談員の連携を含め、身体障害者相談員制度の普及充実に向けた活動をより一層推進されるよう要望します。また、併せて、県内各市町村相談員には身体障害当事者を委嘱することを原則とし、相談活動に必要な経費予算を確保していただきたい。	身体障害者相談員に係る取組としては、毎年、広域振興局・保健福祉環境センターごとに身体障害者相談員研修会を開催しています。相談員の皆さんのアンケート結果を翌年の研修内容に反映させたり、障害福祉サービス事業所の講習会を同時開催し、事業所と相談員の情報交換の場を設けるなど、各振興局・センターにおいて工夫しているところです。 制度の普及充実に向けては、市町村と協力して身体障害者相談員制度の周知に努めてまいります。 なお、身体障害者相談員の委嘱や活動費の予算措置につきましては、市町村が実施しておりますので、いただいた要望を市町村に伝えてまいります。	新規	障がい保健福祉課
7 岩手県腎臓病の会	1	大災害時の透析医療体制について 透析医療施設において災害時の停電、断水は透析患者にとって生命に係ります。よって県内透析施設に自家発電装置、水の安定的な供給システム等の設置できるよう国や県で補助施策をお願いしたい。	東日本大震災の経験を踏まえ、県では、災害時における岩手県の透析医療体制確保のため、岩手県腎不全研究会等の関係機関・団体の協力を得て「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定したところです。 このマニュアルにおいては、災害時の被害状況等の把握、透析患者及び透析施設の支援について定めており、岩手県腎不全研究会や市町村等の関係機関と協力しながら、透析施設への必要な物資等の供給や透析患者の受け入れ調整等を行うこととしています。	新規	健康国保課
	2	要介護透析患者への支援体制について 透析患者の中で高齢の方ほど自力通院が困難になってくる。ますます高齢化が進み通院問題は深刻化が見込まれる。通院支援や介護の必要な透析患者の対策として透析医療施設と併設の介護施設を増やす施策推進を要望します。	平成30年9月1日時点において、県内の透析医療施設は44施設あることから、これらの施設と介護施設関係団体が協力し、透析医療の提供体制を強化していくことが重要であると考えています。 県では介護施設関係団体に対し、透析医療施設との連携や透析を必要とする高齢者への対応協力を依頼しており、今後も、機会を捉えて働きかけていきます。	新規	健康国保課 長寿社会課
	3	臓器移植普及推進について 岩手県内での臓器移植普及活動と移植手術が1例でも多く行われるよう、県として取り組まれますよう、引き続き要望いたします。	臓器移植に係る普及啓発について、県では、公益財団法人いわて愛の健康づくり財団と連携し、10月の臓器移植普及推進月間等を中心に県内各地で街頭キャンペーンを実施するなど、移植医療や臓器提供意思表示に関する普及啓発活動を行っているところです。 また、県では、臓器移植コーディネーターを同財団に委託設置しており、円滑に移植を実施するための臓器提供施設に対する巡回訪問指導、院内コーディネーターの養成を行っているほか、臓器提供発生時には、提供施設との連絡調整及び臓器提供者の家族への説明等を行うこととしています。 今後も引き続き、臓器移植に関する県民の理解のための普及啓発活動と、円滑に移植を実施するための医療機関等の支援に努めていきます。	継続	健康国保課
	4	障がい者医療費助成制度について 私たちの社会保障の要でもあります現制度があることに感謝申し上げますと共に今後も現行制度の継続と自己負担分(入院外1,500円、入院5,000円〔月〕)の見直し(増額)などは行わないでください。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 現在、県内全ての市町村において、重度心身障がい者医療費助成を実施しており、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 市町村に対する県の補助制度については、現時点では見直しの予定はありません。 【参考：県の基準】 ・対象者：身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳Aのいずれかに該当する方 ・所得制限：障害児福祉手当の所得制限+35万円 ・受給者負担：通院1,500円、入院5,000円(1診療科・1か月当たりの限度額)	新規	健康国保課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
11 特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	1	他の障害を重複する難聴者への支援・相談体制について 難聴によるストレスや社会生活への不応から、精神疾患(うつ病・統合失調症)を重複する難聴者が増加している。また、発達障害を重複し、生活上の困り事を抱えている難聴者もあり、相談内容によっては非常に高度な支援が要求される。そのような方たちが相談機関や医療機関を利用した時、先方との意思の疎通が難しく、十分な支援に繋がっていない方や、どのような機関に相談すれば良いのか分からず、困り事が解消されないまま現在に至っている方を見受けられる。このような方が抱えるニーズは非常に複雑であり、聴覚障害者への理解及び手話・口話・筆談等のコミュニケーションへの理解も併せて支援できる専門家(精神保健福祉士、社会福祉士等の相談員)を各病院や相談機関に配置して頂けると非常に助かります。	県では、障害者差別解消法第10条第1項の規定により「岩手県知事部局における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、意思疎通に係る合理的配慮の提供に取り組んでいます。 また、民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となっていますが、聴覚障がいのある方々が医療機関や相談機関において、意思の疎通が図られ適切な支援が受けられるよう、障害者差別解消法の趣旨に従い、障がいのある方に対する合理的配慮の提供について、引き続き、周知を図って参ります。	新規	障がい保健福祉課
14 一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	1	行政文書等の通知について 例えば、運転免許更新前の高齢者講習など、お知らせだけが来るが、文書での通知であり理解が出来ず、当協会に、通知文書を持って相談に来る方が増えている。市町村も含めて、きめ細かい周知の仕方など工夫が必要である。(ろう者は手話では理解できるが、日本語の文章では理解できない場合が多い。合理的配慮に欠けるのでは・・・) 行政から様々な文書が届くが、我々の第一言語は手話である。障害者差別解消法が施行されていることも考えれば、本当は手話で文書が届けてほしい。合理的配慮がなされていないと感じる。	県では、障害者差別解消法施行前から、共生条例に基づき、不利益な取扱いの解消や合理的配慮等についての普及啓発の取組を進めてきていることから、障がい者への理解は進んできているものと認識しています。障がいの特性に配慮した、分かりやすい文章でのお知らせなど、合理的配慮の提供について理解が深まるよう、引き続き、周知を図って参ります。	新規	障がい保健福祉課
	2	身体障害者手帳について 手帳からカードになっているかとの問合せが多いので、今の状況を知りたい。いつ頃にカード化するのか。すでに持っている方がカードへの変更についてどのような手続きを考えているのか。	身体障害者手帳の形式については、これまで厚生労働省の省令において定められていたところですが、平成31年3月に省令が改正され、手帳のカード形式での交付も含め各都道府県において定めることとされたところです。 カード化の導入に当たっては、記載内容・形式、各種減免措置に係る関係機関等との調整、設備導入・システム改修等について多岐に渡る検討が必要です。 そのため、身体障害者手帳のカード化については、県内や各都道府県における状況を継続的に注視した上で、本県の対応を検討していきたいと考えています。	新規	障がい保健福祉課
15 岩手県友会	1	公道での特別指定区域の駐車について 身体障害者手帳2種3級の交付を受けている「音声機能喪失者」の団体ですが、駐車禁止区域の車いす以外の駐車について、特別標識のある指定区域に、特別に許可証を交付されて駐車している車がありますが、どのような障害区分や等級の障害者が対象として許可されていますか。その許可証取得の手続きはどの様になりますか。	「駐車禁止除外」の件をお尋ねと思われませんが、この駐車除外標章の交付を受けられるのは、下肢不自由等の障害により歩行困難と認められる方や色素性乾皮症等のように歩行することに問題が認められる障がいがある方となります。また、障がいの区分や等級によって、標章を受けることができるかどうか判断されることとなります。 音声機能喪失者につきましては、標章交付の対象とはなりません。 参考ですが、標章の交付申請は警察署交通課窓口で行うこととなります。 必要な書類は、申請書、除外対象の身体障害者等であることを証明する書面、住居地を疎明する書面が必要となります。申請される方は、身体障害者手帳の写しを添付する場合があります。	新規	警察本部交通規制課
16 岩手盲ろう者友の会					
17 全国脊髄損傷者連合会 岩手県支部	1	岩手県の施設の駐車場に屋根を設けて欲しい。 岩手県内の県の施設の駐車場と施設の入り口までのアプローチに屋根を設けて頂きたい。歩行困難者は屋根がないと雨の日と雪の日は施設を利用できない為。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、県が一定規模の特定公共施設を新築、改築等する場合に、当該施設を利用することが見込まれる方の意見を聴き、適切な施設設備を整備するよう努めています。	新規	地域福祉課
	2	災害時の仮設住宅及び復興住宅の完全バリアフリー化 熊本県のバリアフリー仮設住宅をモデルとして対応してほしい。	災害発生時に提供する応急仮設住宅のうち「建設仮設住宅」の場合は、災害救助法において、規模及び1戸あたりの上限となる費用が定められています。東日本大震災・津波の際にも国との協議によりその費用の上限額を超えて、居住性向上のために様々な仕様を追加しましたが、熊本地震において初めてバリアフリー型仮設住宅が認められ、その後各地の災害でも様々な福祉型仮設住宅が整備されています。 本県においても今後は、これらの事例を参考にして、必要に応じバリアフリー型仮設住宅の整備を検討します。	継続	建築住宅課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	3	災害時に速やかに福祉避難所等への誘導をしてほしい。 福祉避難所等に短時間で移動しないと、体調を崩す危険がある為。 車椅子のまましていると、褥瘡ができたり感染症に罹患したりする。	県では、各市町村に対し、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状態にあわせた個別計画を作成し、避難場所や避難経路を要支援者ご本人を含めあらかじめ関係者が確認するよう求めています。この計画は避難所での安否確認や避難生活の支援にも活用できるものであり、ご本人や支援者のご協力をいただきながら個別計画の策定及び必要な更新を行っていくよう、各市町村に会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。 また、必要に応じて岩手県災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、福祉避難所を利用する必要がある人の調整を行うほか、福祉的支援を行い、避難所における生活環境の改善に努めていきます。	継続	地域福祉課
18 公益社団法人 日本オストミー協会 岩手県支部	1	災害時 ストーマ装具備蓄について 当支部では、自助、公助、共助の災害時対策に取り組んできました。 〈共助〉においては、「ストーマ用品無セーフティーネット連絡会」「日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会」の協力を得て熊本地震、北海道地震、西日本風水害等々装具の供給、避難所での医療活動等での、オストメイトの災害時の不安解消に協力を頂きました。今後の対策についても年に3回、当協会を含めた3者による、オストメイトの災害対策会議を行っています。 〈自助〉 災害時対応を「会報」「社適講習会」「相談会」等で啓発か都度を行っている。 〈公助〉 公的備蓄が進まない現状で、個人所有のストーマ装具の「災害預託」制度の取り組みをお願いします。個人所有のストーマ装具を市の避難所などに預け置く制度で、管理の手間はかかるが経費は少なく済む、実質的に有効な災害対策です。すでに全国各地の取組が進んでいます。 例 宮城県・仙台市、北海道・石狩市、神奈川県・藤沢市、横浜市、茨城県等々 岩手県でもこの取組への推進していただきたく、市町村へ指導をお願いいたします。 災害発生後、ストーマを送るまでどうしても1週間はかかってしまうことに加え、岩手県は広いという事情がある。	岩手県地域防災計画では、市町村の役割として、物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定めるに当たっては、障がい者等の要配慮者に配慮するとしていることから、今回いただいた御意見を市町村に伝えて参ります。	継続	障がい保健福祉課
	2	オストメイトを知っていただく講習会について 昨年度は標記の講習会を開催していただきありがとうございました。 ユニバーサル社会の構築、共生社会への取組、災害時対策などについて有意義な講習会でした。今年度も引き続きの開催を希望いたします。 昨年度は、県市町村職員でしたが、例えば災害対策に当たる自衛隊職員、小中高生、専門学校等での講習会は可能でしょうか。 ご検討のほどを宜しくお願いいたします。	本年度も、県職員及び希望する市町村職員を対象とした共生条研修を開催する予定です。本年度の研修内容は決まっていないところですが、様々な障がい特性への理解の促進を図っていきたくと考えております。 また、本年度から、県では、県内に所在する事業者や団体の要請に基づき、共生条例及び障害者差別解消法に関する出前講座を実施しています。これに合わせて、個々の障がい特性に関する講義の依頼があった場合は、貴協会を含めそれぞれの団体の方と共に説明していきたくと考えておりますので、その際は、御協力をお願いします。	継続	障がい保健福祉課
	3	社会参加適応訓練事業について 岩手県内に3000から4000名(永久ストーマ、一時的ストーマ造接者) 私どもオストミー協会は県内を9ブロック分割し各地で講習会を実施しているが、参加人員が年々減少している。一関市では地区内の障害者手帳受給者全員に社適講習会の案内を行なっていただいております。一部の市町村ではお願いと「私どもの仕事ではない」拒否をされます。県からの委嘱で実施している「社適事業」ですが、オストメイトにとっては社会参加する上で、この講習会。相談会は大変重要と考えております。その開催案内が一部のオストメイトにしか届いておりません、ぜひ市町村役場担当者の協力を頂き全県すべてのオストメイトに開催案内が届くようご協力をお願いします。 ある市に依頼にいったところ、「個別の案件には対応しておりません。」と言われた。市町村の担当者では理解していないように見受けられた。	社会適応訓練について、県のHPを使って周知するとともに、市町村に対して周知の協力を依頼してまいります。つきましては、貴会において講習会及び相談会の日時や場所が決定しましたら、県に情報提供いただくようお願いいたします。 対象者に個別に案内するよう県から市町村に話をすることまでは難しいと思われる。市町村の広報等に掲載いただくのが最も効果的かと思われる。	継続	障がい保健福祉課
		意見交換会の記録の閲覧は可能か、また、各障がい者団体へ記録を配布しているのか。	各団体には記録を送付していないところであるが、話をいただければ対応したい。		

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
19 一般社団法人日本筋シストファー協会岩手県支部	1	書類の電子化 県からのお知らせなどの書類を電子データで送ってほしい。その方が経費が削減でき、また重度の身体障がい者は電子データの方が見やすく入力しやすいです。	県から貴協会あての文書については、電子データで送るよう貴支部の事務所のアドレスを県庁内に周知いたします。	新規	障がい保健福祉課
23 一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	1	岩手県として難病手帳を発行し、難病患者の支援をお願いします。 障害者総合支援法に難病患者の支援も明記され、難病患者の療養支援に対する支援の拡大を感じます。 しかし、身分を証する証明書がないことから、福祉サービスを受ける機会がきわめて限定されがちですが、難病患者の容態は、軽重の繰り返しで変化があります。また、難病は主に内部障がいのため、外見上生活障がいが見えにくい状態にあります。難病手帳所持により難病患者の社会参加が広がります。身体障がい者手帳に相当する難病手帳の発行をお願いします。それにより難病患者の就労や社会参加がひろがります。 岩手県は全国に先駆けて福祉分野の様々な施策を実施しているため、全国のモデルとなるような難病手帳を作成してほしい。手帳を保持していないことにより福祉サービスが受けられない。	指定難病の医療費助成の対象となった方に対しては「特定医療費(指定難病)受給者証」を発行しており、これにより難病医療費助成のほか、障がい福祉サービスを受けることができることとされています。指定難病にかかっているものの、病状が特定医療費の対象となる程度ではないため、難病医療費助成の対象とならない場合であっても、障害福祉サービスの申請を行う際に、診断書等に代えて、指定難病にかかっていることの証明として不認定通知を使用できることとされています。 また、先般、国において、難病法附則第2条に基づく法の規定の見直しに係る議論が開始されたところであり、「重症度を満たさないために医療費助成の支給認定が不認定となった患者(軽症者)を対象として、指定難病にかかっていることの証明となる軽症者登録証(仮称)を発行し、福祉サービスや就労支援が受けられることや、軽症高額制度や高額長期制度について明記すること」や「難病患者の療養生活を支えるために、他の障害との差別をなくし、就学・進学、雇用・就労、障害年金、介護支援、補助具及び生活支援用具等のすべての障害者施策の対象とする」とについても今後検討するべき論点とされていることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。	継続	健康国保課
	2	災害時において難病患者の医療ケアができる福祉避難所の整備をお願いします。 3・11の教訓により、災害発生直後の医療ケアの緊急性について対応可能な福祉避難所整備は喫緊の課題です。難病患者の場合医療・服薬・ストーマ器具(消化器系・尿路系)・治療食(腎臓病・糖尿病・炎症性腸疾患等)緊急に必要とされます。備蓄食料、機器整備、薬品の備蓄等本格的な福祉避難所を新設していただきたい。そのため、岩手県に難病患者を含めた検討委員会を設置していただきたい。	福祉避難所については、令和元年5月時点で県内31市町村にて整備済みとなっており、残りの2市町村についても、整備に向けて検討を進めていると聞いています。 市町村では、内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県では、市町村に対し、難病患者の方々をはじめ要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。 難病患者に対する災害時の支援体制については、災害対策基本法に基づき、市町村において、支援が必要な避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)の把握に努めるとともに、要支援者の名簿を作成することが義務付けられています。また、市町村において、平常時から個別に要支援者やその家族等と災害時の避難手段、避難先、医療の確保等について、具体的な打合せを行いながら個別計画を策定しておくこととされています。 このように、基本的には、市町村において個別に要支援者と打合せを行いながら災害発生時の医療の確保等についての計画を策定するものですが、県においても、各保健所毎に、難病患者支援の課題や対応策を検討する難病対策地域協議会等を設置しているほか、各協議会で出された課題や検討内容等を共有し、今後の県の施策推進のあり方等を検討する場として難病対策連携会議を設置しているところであり、この中で、災害発生時に必要とされる連携体制等についても協議しながら、地域における難病患者の支援ネットワークづくりを進めています。	継続	地域福祉課 健康国保課
24 岩手中途失明者の会	1	山賀橋交差点の改善を早急に望む。 横断歩道の設置と音声信号機の設置を望む。 ただし、せっかく音声が出る交差点があっても、交通量が多く複雑な交差点は1人では渡ることができない。	山賀橋の横断歩道につきましては、歩道が整備されておらず歩行者の安全確保がなされていないことから、現時点での設置は難しいものと考えております。御要望の音の出る信号機につきましても、歩道整備が行われ安全に横断できる環境が整った際には、音の出る信号機設置のほか、横断歩道の設置も併せて検討してまいりたいと考えております。	継続	警察本部交通規制課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項 内容				
	2	明治橋のたもと(仙北町側)の音声信号機の改善 現状の信号機音は車の音で聞き取りにくい。歩行者と車りよの走行分離してほしい。	歩行者と車両の分離は、歩行者の横断状況や車両の交通量等から交通の円滑と安全のバランスを考慮して決められています。 御要望の箇所については、歩行者の流れや車両の交通量を見るに歩行者と車両を完全分離することは馴染まない交差点と判断しております。 しかしながら、音の出る信号機について、聞き取りにくいとの御意見をいただいておりますので、音量の調整を行っております。 なお、音量の調整につきましては、交差点周辺に住まわれている方にも配慮して調整しておりますことを御理解願います。	新規	警察本部交通規制課	
	3	バス停の音声案内の改善 主要バス停の音声案内の改善(行き先を知らせてほしい。)	現在主要バス停に設置されているバスロケーションシステムは、バスの到着をお知らせする音声案内のみで、行き先を案内する機能がないため、現状では、バスに設置している自動音声案内で行き先をお知らせしています。 しかし、音声案内機能がないバスも一部あることから、県の補助を活用して開催している乗務員を対象としたバリアフリー講習会等で、乗務員による行き先案内についても取り上げていただけるよう、働きかけを行っております。 また、行き先をお知らせするバスロケーションシステムの導入についても、岩手県バス協会に働きかけを行っております。	継続	交通政策室	
25	日本ALS協会 岩手県支部	1 訪問介護事業所の新設・更新の際は必ず[登録特定行為事業者]として事業者の方々に認定を受けていただきたい。 また、喀痰吸引の必要な患者にヘルパーとして入れる人員がいる介護事業所は、[登録特定行為事業者]として登録を行っていただきたい。 2 医療的ケア喀痰吸引等3号研修を取得した者に3年以上2000時間以上などの規定条件を定め、あてはまる者の経験・実績を考慮し喀痰吸引等1級と同等の資格保有者として認めていただきたい。	岩手県内に於いても医療的ケアを必要とする在宅療養者(児)が増えています。ヘルパーの増員がなかなか見込まれない中、やっと来てくれるヘルパーが決まっても、ヘルパーの所属する介護事業所が特定行為事業者として登録されていなければ、ヘルパーは喀痰吸引を行う事が出来ません。 介護保険・自立支援が制度として充実していく中で、患者・家族が安心して在宅介護に踏み切れるかどうかは、来ていただけるヘルパーが喀痰吸引が出来るか否かにかかっています。 介護という福祉の立場にある介護事業所でも、利益にならない、手続きが大変などの理由で登録を拒否する事業所もあるようです。 県内のどこに於いても、介護事業所が喀痰吸引のできるヘルパーを派遣することができ、患者が[生きる]を選択しやすい環境が出来る事を願っています。	国の省令基準上、登録特定行為事業者の配置は求められておらず、また、現在、基準改正等の動きも見られないことから、訪問介護事業所の新設・更新に際して、登録特定行為事業者の配置を求めることは困難ではありますが、本県では、既存の介護事業所等従業者の計画的な人材育成が可能となるよう、介護職員等医療的ケア研修(第1号及び第2号研修)を毎年度実施しています。 また、不特定多数の者を対象とする第1号及び第2号研修の登録研修機関として、平成29年度以降2事業者が登録しています。 今後も関係団体や事業者等に対し、研修の受講及び登録特定行為事業者への登録等必要な情報の周知に努めていくとともに、働きかけてまいります。	新規	長寿社会課
			喀痰吸引等第1・2号研修は、不特定多数の者を対象とすることから、一般的な知識や技術を習得できるよう基本研修の時間が多く(講義50時間+演習)、実地研修も特定の行為に限定しない内容となっています。一方、第3号研修は、基本研修(講義・演習9時間)は基礎的な知識や手順の学習が中心となっており、特定の利用者ごとに行う実地研修において、個別の対象者に応じた知識や技術を体得する内容となっております。 これらの研修カリキュラム・修了要件は、国の定める法令・通知において定められているものであり、現制度においては、経験実績を重ねたとしても、第3号研修修了者は第1号研修修了者と同等の資格保有者として認められていません。 なお、第3号研修の修了者が、他の対象者に喀痰吸引等を行う場合は、実地研修を再度受講する必要がありますが、基本研修については、受講不要とされています。	新規	障がい保健福祉課	
27	CILもりおか	1 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供を、事業者や自治体に促す支援制度 合理的配慮の提供を支援するための事業者に対する助成制度について、各自治体における事業の内容について情報提供収集して下さった結果を教えてください。事業の効果等について分析した結果について教えてください。	本年8月1日時点において、合理的配慮の提供を支援するための事業者に対する助成制度は、2県13市で実施していることを把握しております。 事業の内容としては、助成制度を実施している多くの自治体で、点字メニューなどのコミュニケーションツールの作成費用、筆談ボードなどの物品の購入費用、手すり設置等の工事費用の助成などを実施しています。 今回情報収集をいたしました自治体について、約半数が当該事業を開始して1年に満たないこと等から、引き続き、他県等の実施状況の把握等に努めながら事業の効果などについて分析してまいります。	継続	障がい保健福祉課	

団体名	意見要望		回答	新規 継続 の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	2	<p>県営住宅・市営住宅について</p> <p>県営、市営住宅の障害者用の部屋の入居を希望する者にとって、障害者用の部屋の間取りや部屋の画像等を公開していただくと助かります。改修など(介護リフトを付けられない)あまりしてはいけません。傷をつけられない。などあるのかどうか。入居希望者にとって参考となる情報がホームページ上で見れると助かります。</p>	<p>随時入居が可能な民間賃貸住宅と違い、県営住宅は年5回の定期募集を実施しております。間取りについては新聞広告に掲載するほか、県や指定管理者のホームページで公開しております。</p> <p>また、定期募集においては1回につき約60戸ほど募集しますが、募集住戸の決定から実施まで期間を短く設定しておりますので、募集住戸全ての画像を公開することは事務処理上困難です。</p> <p>今後、障がいをお持ちの方が入居を検討するにあたり、どのような方法で情報をお知らせすることが適切なのか検討してまいります。</p> <p>なお、入居後に特殊な器具の取り付けが必要である等の特別な事情を有する場合は、個別に県または指定管理者にお問い合わせください。</p>	新規	建築住宅課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
1 岩手県ことばを育む親の会	1	通級指導教員の基礎定数化の措置と、担当教員の配置について	平成29年度の「義務標準法」改正による通級指導担当教員の充実・基礎定数化にあたり、「定数の基礎となる正確な対象児童生徒数の把握」や「少人数地域への教員配置」等課題を総合的に検討していただき、できる限り早期に定数化の推進を図られるようお願いいたします。 また、指導教員については研修経験者や経験豊富な人材を配置して下さるようお願いいたします。	通級による指導を行う教員の基礎定数化については、今後とも国の動向に沿った形で進めていきたいと考えております。	継続	学校教育課 (教職員課)
	2	幼児のための教室設置と教育の充実について	現在、幼児のための教室が設置されている県内市町では、早期発見・早期指導による指導の効果が上がっているほか、担当者との面談等により保護者のより良い子育てにもつながっています。設置市町村は徐々に増えてきつつも令和元年度現在で14市3町の設置に留まり、すべての市には設置されたものの、多くの町村が未設置となっています。令和元年6月15日に開催された「第49回岩手県ことばを育む親の会大会 紫波・矢巾大会」においても、その座談会で幼児教室の必要性が語られ、多くの参加者の共感を得たところであります。県におきましても幼児教室設置市町の設置効果を未設置の町村にご紹介いただき、幼児教室の設置が促進されるよう、引き続きご支援をお願いいたします。	幼児を対象とした「きこえとことばの教室」は、市町村が、特別な支援を必要とする幼児の相談、支援体制の一環として設置しているものであります。形態は様々であり、療育教室の中でその機能を果たしているケースもあります。 県教育委員会としましては、幼児のための教室担当者や、今後担当者となる方に対して、総合教育センターにおける研修講座の活用を図っていただいております。今後も、引き続き地域の実状を踏まえながら、適切な相談・指導が受けられるよう、必要に応じて連携・支援を行って参ります。	継続	学校教育課
	3	巡回指導について	巡回指導の重要性は益々高まっております。 市町村合併に伴い、通級範囲が広がる事や共働き家庭の増加等により、通級指導を受けたくても受けられない状況が増えています。担当教員に学校を巡回して指導いただくことにより、保護者の送迎の負担が解消されることや、どの子供さんでも通級できるメリットもあります。 しかし、担当教員の所属校の通級指導教室の指導時間が少なくなる事もありますので、指導人数にみあった担当教員の適正な配置をお願いいたします。 また、親の会でも巡回指導用の指導鏡を作成して活用いただいておりますが、巡回先校への他の教材の持ち運びには限りがあるようです。効果的な指導が今以上に行えるよう、専用の指導室や指導教材等、教育環境の整備をお願いします。	通級による指導を行う教室については、自校通級、他校通級、巡回指導という形態の中から、市町村の実状に応じて形態を選択したり、組み合わせたりしながら、進めているところです。今後も、学びの場の確保や教材の活用など巡回指導の在り方も含め、適切な指導が行われるよう、必要に応じて支援を行って参ります。	継続	学校教育課
	4	特別支援教育に関わる担当教員の更なる研修について	子どもたちのニーズが多様化している現状に対応できるように、担当教員の専門性や指導力を高めるための研修の継続と充実をお願いします。また、特別支援教育への理解と適切な指導・支援がさらに充実するよう、全教職員対象の研修が一層図られるようお願いいたします。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後とも、研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら、継続して取り組んでいきたいと考えております。	継続	学校教育課
	5	きこえとことばの教室の環境整備について	きこえとことばの教室に適した環境と設備の配慮をお願いします。特に、デジタル補聴システム(ロジャー)やタブレット等の子どもの必要性に応じた設備の充実をお願いします。	きこえとことばの教室の適切な運営を進めるうえで、環境整備や設備の充実は必要なものと考えております。学校や地域の実状を踏まえて対応できるよう、必要に応じて市町村に情報提供を行って参ります。	継続	学校教育課
	6	幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修講座の充実について	教育相談の大半は幼児の相談です。健診時の早期発見は、早期の支援につながります。毎年、幼稚園・保育園の先生方、保健師の方々を対象とした「幼児期の言語教育研修講座」を開催しておりますが、参加者の人数は年々増えており、第35回を迎えた昨年度も、72名の幼保の先生方の参加がありました。幼児期のことばの発達についての知識や幼児教室についての理解にもつながるこの研修会のニーズは、今後も続くものと考えております。 現在の「幼児のための教室」とともに、子どもたちの成長に合わせて必要とされていく「きこえとことばの教室」の周知と運営・推進について、今後もご支援をお願いします。	県教育委員会では、「幼児期における特別支援教育研修会」を開催し、幼児のための教室や、きこえとことばの教室についても周知を図っているところであります。今後も、貴団体が開催する研修会への協力も含めて、幼児期及びきこえとことばの教室に係る特別支援教育の充実を図って参ります。	継続	学校教育課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
10	7	障がい者手帳が交付されない「難聴」や「吃音」等の子ども達への環境の充実と助成について	障がい者手帳が交付されない難聴、吃音等の子ども達の就労について、早い段階から情報収集と就労までの環境の充実をお願いします。 また、軽度・中等度難聴児への、補聴器購入の公費による助成を今後も対応していただくようお願いします。電池や、修理代に関してもかなりの負担になっています。これに対しても公費による助成をお願いします。	継続	学校教育課
	8	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携について	難聴児の早期発見を促進するためには、保健、医療、福祉に関する部局と教育委員会で、新生児から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を整備することが重要です。国においては厚生労働省と文部科学省が連携し「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携」について取り組みを始めています。本県においても新生児聴覚検査の実施率の向上に向けた取り組みをお願いします。 本県の新生児聴覚検査は、平成26年度の実施状況では全国でワースト2の割合であるが、現在は全ての医療機関で実施されているか。 宮古市では助成制度を設けているが、公費助成をしているのは何割の市町村か。		新規
	4	岩手県自閉症協会	本県では、平成25年度に「新生児聴覚検査体制等に係る検討委員会」を設置し、県内の検査体制の整備に努めてきたところであり、現在は県内の全ての分娩取扱医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査が実施され、精密検査が必要とされた新生児は「精密聴力検査機関」である岩手医科大学附属病院へ紹介し、必要な治療につなげることをしています。 本検査は、任意の検査であり、検査の必要性を理解していないために受検に至らない事例や、検査費用の面から受検しない事例があるため、産科医療機関や市町村に対して、妊婦やその家族に対する検査の説明に関するリーフレットを配布し周知に努めるとともに、市町村に対し公費負担による検査費用の軽減について働きかけを行っています。 なお、新生児聴覚検査後に発症する後天性の難聴については、乳幼児健診や就学前健診のほか、普段、子どもと接する機会が多い幼稚園や保育所、小学校等において、難聴の可能性も念頭に子どもを観察することが重要と考えており、産科・小児科・耳鼻科等医療関係者、市町村・保健所母子保健担当職員、教育関係者、保育士等を対象に、必要な知識の習得や関係者間の連携の構築を目的とし、難聴児支援研修会を開催しており、早期発見やその後の治療、療育につなげるよう努めています。 平成29年度における検査実施率は93%であった。 県内29市町村で公費負担しており、財源は地方交付税で措置されている。	子ども子育て支援課	
5	岩手県重症心身障害児(者)を守る会	①国立病院機構盛岡医療センターの短期入所の具体的な実施内容を示して頂きたい。 ②医療的ケア児・者を抱える家族の方々が、24時間目を離せない状況にあります。是非、在宅レスパイト事業の実施をお願いします。	盛岡医療センターに対しては、県では、短期入所を含む重症心身障がい者病棟の改修等経費への補助を行ったところであり、令和元年10月からは、空床利用型による短期入所の受入開始に向け、準備を進めていると伺っています。 今後も、県内の短期入所の受入体制の充実が図られるよう、盛岡医療センターとの情報の共有を図って参ります。 医療的ケア児の実態及びニーズについては、昨年度実態調査及びアンケートを実施しており、ご家族の方々にとって介護に係る時間的拘束がご負担となっているという現状に問題認識を持っております。県では、現在、在宅で介護に当たられる御家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、短期入所の受入体制の充実を図るための取組を実施しているところですが、今後においても、現在集計中の実態調査等の結果を踏まえ、また重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議において御意見を伺いながら、必要な支援について検討して参ります。	継続	障がい保健福祉課
	2	身近な地域で暮らしていけるための支援体制の整備について	重症心身障害児・者が病院から出た後の繋がりがなく、困り感を抱えています。その家族の為に福祉、医療、教育等の関連分野が連携を図る体制の構築を早急をお願いします。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
8 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	1	精神障がい者 家族相談員の創設 各市町村に身体障害者相談員、知的障害者相談員が設置されています。しかし精神障がい者相談員は創設されていません。専門職はそれぞれの立場で相談にあっていますが、家族が相談にあたることにより日々の悩みにこたえていけないものと思う。県内ですでに市町村で実施しているところもある。全国的な制度化と県及び市町村での創設の方向を探っていただきたい。 精神障がい者相談員が各市町村で設置されるように、市町村が集まった際等に、(各市町村の)動向についてお知らせしたり、指導願いたい。	身体障害者相談員及び知的障害者相談員と同様に、精神障がい者への相談支援についても、家族などの身近な支援者が相談員になることができる制度を創設することが望まれることから、県では国に対し、身体障害者相談員・知的障害者相談員と同様の制度を創設するよう要望しており、引き続き、制度創設に向けた国への要望を行ってまいります。	継続	障がい保健福祉課
	2	福祉医療制度の拡充(障害年金2級3級受給者にも福祉医療費助成を) 他障害と同等に、全県で他診療科においても障がい者医療費の助成を求めます。 現在、福祉医療制度は障害等級1級にのみ適用です。他の障害と異なり、精神障害は1・2級に大きな差はなく、病気の併発も多くみられます。(多くの障害者は就労が困難なため体調が悪くなってもそのまま放置してしまい健康障害を併発しています。) 精神障がい者の就労が進んでいるとはいえ、わずかな年金で暮らしているのが実態です。制度の拡充を求めます。岐阜県・山梨県・奈良県では全県1・2級が同等に認められています。 既に拡充が実施されている市町村もある。隣の宮城県においては拡充の動きが出てきているとも聞いている。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の補助については、障害基礎年金1級を受給している方を対象としています。市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。(八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としている。) 県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。	継続	健康国保課
	3	家族相談事業の推進 家族・本人が病気・障害の悩みを相談できる場として障がい者110番、県精神保健福祉センター、ソーシャルサポートセンター等がありその役割を果たしている認識している。 しかし、家族の悩みを同じ立場の家族から直接聞ける場は家族会以外なく、家族会につながっていない急性期の患者を抱えている家族は、聞き手が同じ立場の家族だからこそ話せる場がない。 そこで提案したいのは「家族による家族相談事業」の推進である。全国的にもこの種の事業が展開されている。(当会の会報37号参照)この事業の意義を捉え事業化を図っていただきたい。	県では、平成30年度から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」により、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域における精神障がい者やその家族の包括的な支援体制の構築に努めております。 今年度は、同事業の中で、家族による相談支援事業の実施を予定しており、現在、事業実施に向けて準備を進めています。	新規	障がい保健福祉課
9 岩手県知的障害者福祉協会	1	障がいの理解、県民理解の促進について ①バスケットボールのゲーム会場にて、全国中学生人権作文コンテスト岩手大会の表彰及び朗読を行ったとのニュースを目にした。効果的な催しであるので、共生条約や障害者差別解消法等の周知、福祉作文の表彰などを上記のようなイベント等とタイアップして実施してはどうか。	県では、毎年度、開催している岩手県障がい者文化芸術祭において、県内の方から応募のあった障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間ポスター」の入賞作品の展示及び表彰を実施しています。 今後も、様々な機会を捉えて、障がいについての理解が図られるよう努めて参ります。	新規	障がい保健福祉課
		②県は障がい理解に関する様々な啓発活動を展開されているが、交流教育を含めた好事例を周知するなど目に見える形で紹介してほしい。 障がい理解の更なる啓発につながることも、障がい当事者とそのご家族、支援者や関係者にとって、理解促進が一步二歩と進んでいることを間接的にも実感出来ると思う。	県では、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るため、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校での交流や共同学習、地域活動への参加など、障がいについての理解の促進や普及に努めています。 これらの活動を周知することにより、更なる理解の促進が図られると期待されることから、広く周知する方法について、今後、検討して参ります。	新規	障がい保健福祉課
	2	障がい者への虐待防止について 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が認定された事案について、その具体的な事案内容を開示してほしい。 具体性を含んだ報告が開示されれば、注意喚起につながると思う。 グレーゾーンについて、現場では戸惑いながら判断している。虐待防止のスローガンだけではなく、具体的な防止策を取るべきである。	障害者虐待防止法第20条及び同法施行規則第3条において、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置、虐待があった障害者福祉施設等の種別及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種を公表することとされています。 本県においては、案件の具体的な内容を明らかにすることで、相談者や被虐待者の情報等個人が特定される可能性があること等から、法令に規定する事項のみを公表することとしております。 障がい者虐待の防止につきましては、関係機関へのリーフレットの配架、ラジオ広報等を実施してきたほか、今年度は県内の事業所や団体を対象に、障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施しており、今後も継続して障がい者の権利擁護に関する普及啓発を実施してまいります。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	3	障がい者支援施設(入所)の待機者増加に伴う設備整備及び人材確保について	障がい者支援施設における入所利用者の重度化・高齢化により、地域移行が進まず、「自立支援法」以前のように停滞状態となっている施設が多いように感じる。更に施設入所希望も多くあり、対応に苦慮している。県においては、グループホーム等の整備及び人材確保の推進をお願いしたい。			
			他の都道府県で行っていることを県から情報提供いただく等し、より地域移行が進むようにしてほしい。			
	4	児童発達支援センターの県内進捗について	現在、県内には児童発達支援センターが2か所のみである。令和2年末までに各市町村若しくは広域で1か所設置としているが、各市町村から具体的な計画が示されていないので、市町村と事業者等との計画立案を行える場を希望する。	グループホーム等の障害福祉サービスについては、障がい福祉計画で定めた利用見込量に対して、提供体制が十分とは言えない状況にあります。このため、県では、グループホーム等の整備に対して補助を行うとともに、市町村と連携して、身近なところで必要なサービスを提供できるような体制の整備・確保に向け取り組んでいきます。また、県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。	新規	障がい保健福祉課
			国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することとしており、本県の障がい福祉計画にも同様の目標を盛り込んでいくところです。現在、センターの設置時期や設置・運営に当たっての課題等について把握するため、各市町村にアンケート調査を実施しているところです。各市町村には、後日アンケート調査の結果を情報提供し、設置の促進を図るとともに、御要望のあった事項についてお伝えしたいと考えています。	新規	障がい保健福祉課	
	5	障がい児入所施設の定員及び今後の方向性について	入所施設においては、措置契約、定員減、社会的養護機能等、様々な課題(課題)を抱えている。県内入所施設の今後の方向性について、見解を伺いたい。	障害児入所施設については、「第1期障がい児福祉計画」に基づき、虐待を受けた障がい児等への対応など様々なニーズに対応するため、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めており、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っているところです。また、現在国では「障害児入所施設の在り方に関する検討会」が行われており、施設の小規模化、地域化の推進や、被虐待児への支援を行うための専門性の確保等に関する課題の把握や見直しを検討されていると伺っております。今後においては、こうした国の動向を注視しつつ、本県の入所施設に対する支援の充実を図っていきたくと考えています。	新規	障がい保健福祉課
		子ども子育てと養護児童と障害児施策の3つを連携しながら進めていってはどうかという提案である。全国で、知的障害者入所施設に入所している児童が7,000人である。また、児童養護施設の入所者は30,000人であるが、その中で知的障害や発達障害を持っている方が30%、人数では10,000人である。県内の入所施設の再編、役割の整理が必要と考える。				
6	県と児童施設の協議の場の設定について	障がい入所施設、養護施設、自立支援施設等、入所系の施設が一堂に会する協議会若しくは話し合いの場の設定を希望する。	県では、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の委員で構成する「岩手県障がい者自立支援協議会療育部会」を設置し、療育の場の充実など、障がい児療育を推進するための具体的な方策を検討しているところです。また、障がい児入所施設が抱える問題等については、現在、国の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において議論がなされています。御要望のあった議論の場の設置については、国の検討会の結果や関係機関からの御意見等を伺いながら、必要に応じて検討して参ります。	新規	障がい保健福祉課	
7	子ども子育てに係る関係機関との連携・包括体制整備について	障がいを抱える子どもたちを「障がい保健施策」の枠に留まらず、『子ども』という大きな視点でとらえ、他の子ども子育て関連施策と併せて包括的に支援できる体制が必要と思われる。一つは、関係機関との連携及び包括的に支援できる体制整備の構築を希望する。	県では、障がいの早期発見から保健医療、福祉、教育等の提供までの、総合的で一貫した支援を身近な地域で受けられるよう、「地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針」を策定し、関係機関等の連携による支援体制の構築を促進しているところです。また、市町村では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的に、出産・育児に関する相談や保健指導の実施、保健医療・福祉の各関係機関との連絡調整などの役割を担う、子育て世代包括支援センターの設置を進めており、県では市町村の取組を支援しているところです。今後も、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、保健医療、福祉、教育等の関連分野が連携した支援体制の構築を進めていきます。	新規	障がい保健福祉課(子ども子育て支援課)	
10	岩手県ダウン症候群父母の会					

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
12 一般社団法人 岩手県手をつなぐ育成会	1	障がい者の権利擁護について 障害者虐待防止法、障害者差別解消法、岩手県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」に関して、認知度はまだまだ低いと思われることから、当事者をはじめ一般の方々への周知と理解啓発に努めていただきたい。また、権利擁護のため必要な方に成年後見制度の利用の促進を図っていただきたい。	障害者虐待防止法などの周知については、関係機関へのリーフレットの配架、ラジオ広報等を実施してきたほか、今年度は県内の事業所や団体を対象として県から職員を派遣し、障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施しており、今後も継続して法や条例の趣旨の周知及び理解の拡大に努めてまいります。 また、障がいのある方の成年後見制度の利用の促進については、各市町村が実施する地域生活支援事業の中に、費用を補助する成年後見制度利用支援事業や、後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制の整備などを行う成年後見制度法人後見支援事業としてメニュー化されており、県としても補助を行っているところであり、引き続き利用促進を図ってまいります。 成年後見制度の利用促進は、市町村が関係機関や団体等によるネットワークを構築する等して取り組むこととされ、県の役割は市町村に対する支援とされていることから、今後も研修会の開催や、各市町村が開催する勉強会、検討会での助言指導などを行い、市町村の取組を支援していきます。	継続	障がい保健福祉課 地域福祉課
	2	緊急時対応を含め地域で必要なサービスが受けられる体制の整備について 人手不足等により定員数が少ないなど、地域によっては、生活介護や短期入所、日中一時支援、グループホームなどの施設や福祉サービスが不足している現状があります。一方、親の高齢化・障がい者自身も年を取っていくなかで、住み慣れた地域で親なきあと、自立した生活を送れるか不安を感じている現状にあります。 このことから、県が強く主導し、今後、緊急時に24時間対応が可能な支援や重度障がい者への支援も含め、障がい者が自立した生活を送れることができるように、必要なサービスの充実を図っていただきたい。	生活介護等の障害福祉サービスについては、障がい福祉計画で定めた利用見込量に対して、提供体制が十分とは言えない状況にあります。 また、緊急時の受入等を行う地域生活支援拠点も現時点では県内での設置がない状況です。 このため、県では、施設等の整備に対して補助を行うとともに、市町村と連携して、身近なところで必要なサービスを提供できるような体制の整備・確保に向け取り組んでいきます。	継続	障がい保健福祉課
	3	「地域生活支援拠点」の機能するものとしての整備について 国は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)をもった「地域生活支援拠点」を、地域の実状に応じた創意工夫により整備することを市町村等に義務付け、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとしておりますが、財政面でのバックアップ等もなく、具体的な整備の仕方については自治体に任せられた状態です。 この「地域生活支援拠点」が機能するか否かにより、地域のサービスの充実や「親なきあと」の生活に大きな意味を持つことから、各地域の整備計画策定にあたっては、市町村等を主体的に主導し、障がいのある本人を常に中心においた生活支援拠点として、しっかり機能する体制が整い、実践されるよう県として力を注いでいただきたい。	第5期障がい福祉計画において、各障がい保健福祉圏域に1つ以上、地域生活支援拠点を整備することとしておりますが、現時点では県内での設置がない状況です。 このため、県では、各地域自立支援協議会事務局員等を対象に、国と連携して、地域生活支援拠点の整備に向けた研修会を開催(H30.11)し、先進事例の紹介や意見交換を行ったところです。 県としては、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する場合、法人に対しては、国庫補助を活用し施設整備補助を行うほか、整備に向けて情報提供等を行って参ります。	継続	障がい保健福祉課
	4	障害の重い方々への全身麻酔治療等の高度な歯科診療体制の整備について 障がい児・者の中には、一般的な歯科治療が難しい人も多くありますが、全身麻酔による高度な歯科診療を受けられるのは、岩手医大障害者歯科診療センターだけで、予約が数か月待ちという状況の中にあり、医師不足があることは理解するが、重い障がいのある方々にとっては切実な問題であります。 このことから、県内の重い障がいのある方の歯科診療の実態を把握していただき、どこで生活する障がい者でも全身麻酔等の高度な歯科診療を受けることが可能となるように、各圏域への障がい者歯科診療センターの設置や地域の歯科診療所も含めた利用しやすい診療システムの構築、障がい者歯科診療センターの情報提供などの方策を講じていただきたい。	障がい児・者の歯科医療については、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科診療センター」を中核として県内各地域において歯科医療を提供できるよう整備に努めています。 また、平成26年度から主に沿岸地域の歯科診療所の先生方を対象に県立療育センターで障がい者歯科の臨床研修を実施するなど、地域でリスクに応じた障がい者・児の歯科医療を提供できる連携体制を確保することや岩手医科大学の予約待ちの長期化の緩和に努めているところです。 今年度は障がい者・児歯科医療を取り巻く環境や関係者のニーズを踏まえながら「障がい者・児歯科医療のあり方に関する検討会」を通じて、更なる検討を進めていきたいと考えています。	継続	医療政策室
	5	障がい者支援事業所の人材確保と定着について 県内の各地域の障がい支援事業所においては、人手不足から、利用者の新規受入が困難であったり、従事している職員の負担が重くなっている現状にあります。特に入所施設などの夜間勤務のある事業所では、慢性的な職員不足が続いており、雇用しても定着しないという課題があります。 このことから、障がい者を支援する職員が安心して働くことができ、職場定着が図られるよう、報酬上の配慮や働き方改革も含め、障がい者支援現場の職場環境づくりについて、対策をお願いしたい。	本年10月から障害福祉人材の処遇改善加算の見直しが行われるところですが、事業者が良質なサービスを提供できるよう、今後も国の動向等を注視しながら、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	6	障がいのある方たちの災害時の対応について 「障がいのある方たちの災害対応のてびき」が配付されておりますが、当事者や親の会等に対して啓発・普及に努めていただきたい。 また、地域全体で災害時における障がい者等への避難支援のあり方も含め、減災への意識啓発が図られるよう働きかけるとともに、県の総合防災訓練時などを利用し、障がい者の福祉避難所への避難訓練や「お願いカード」を使用した避難行動の実施など、具体的な避難支援について取組みを強化していただきたい。	「障がいのある方たちの災害対応のてびき」及び「お願いカード」については、岩手県社会福祉協議会や市町村と連携し、様々な行事を活用して当事者や保護者及び支援者等に幅広く周知を図っていきます。 県では各市町村に対し、平常時から避難行動要支援者名簿を消防機関などの避難支援関係者と共有することや、避難行動要支援者一人ひとりの状態にあわせた個別計画を作成し、避難場所や避難経路について、要支援者ご本人を含めた関係者が予め確認するなどの取組を推進するよう、今後も働きかけをおこなっていきます。 減災への意識啓発については、県広報誌等を活用し避難勧告発令時等の速やかな避難等について広報を実施しております。 また、障がい者など避難行動要支援者に対する避難訓練については、昨年度の総合防災訓練において、市町村が主体となり、要支援者の安否確認・避難誘導訓練及び福祉避難所への避難訓練を実施しております。 今後も、市町村や関係機関と連携しながら、障がい者の避難対策に取り組んでいきます。	継続	障がい保健福祉課 地域福祉課 総合防災室
	7	障がい者が就労しやすい環境の整備について 障がい者が普通に一般就労していくことが当たり前の社会の姿と考えますが、その中で、企業が果たす社会的責任は極めて大きいものがあります。障がい者雇用は障がい者と健常者が共に社会を創り上げる「共生社会」を実現していくことにあります。 問われているのは障がい者の働く能力ではなく、働きたいと願う障がい者の思いに応えるべく、私達社会の側が障がいを理解し、その能力を最大限に発揮し、いかに環境を整備するかにあります。 このような考えの下に、障がい者が就労しやすい環境の整備が図られるように、企業や社会に強く広くアピールしていただきたい。	県では、県内事業所における障がい者雇用の促進並びに障がい者への理解を深めるために、事業者向け障がい者雇用促進セミナーを開催しております。また、就労支援機関の職員を対象とした実務者研修を開催し、職員のスキルアップも図っています。 この他にも、岩手労働局と連携し、関係団体に対する要請活動、優良事業所等の表彰及び取組企業の事例発表など、障がい者を受入れやすい労働環境の整備等にも配慮してきております。 今後も、このような取組の周知を図り、障がい者の方が安心して気持ちよく働ける職場環境づくりの支援と雇用拡大に努めていきます。 県では、企業に対する障がい者理解の促進を目的に、障がいの特徴、支援機関、支援制度や雇用事例等を記載した「いわて障がい者就労応援ハンドブック」を作成し、関係機関への配布やホームページへの掲載を行っております。今後もこのような取組を継続し、障がい者雇用に対する理解の促進を図り、障がい者の働きやすい環境づくりに努めます。	新規	定住推進・雇用労働室 障がい保健福祉課
	8	障がい者就労支援事業所等における工賃向上の取組み支援について 障がい者就労支援事業所等における工賃向上に向けて、県内においては、農福連携の取組みが進んでいる地域もあると承知しておりますが、こういった取組みが様々な事業所で出来るよう、林業水産分野との連携も含めた農林漁家や関係団体とのマッチング、さらにはオリジナル商品の開発に向けたアドバイザーを派遣するなど、工賃向上に向けた取組みの支援をお願いしたい。	県では、農福連携の取組が全県的に広がるよう林業や水産業も対象とした「農福連携総合支援事業」に取り組んでいるところです。具体的にはマッチングコーディネーターによるマッチング支援、他部局との連携によるアドバイザー派遣、福祉事業所職員向けの農業研修会、農林水産業関係者への障がい者理解の説明会、農福連携マルシェの開催等を行っています。 林業分野では菌床シイタケ栽培に向けたアドバイザー派遣を実施するとともに水産業分野では、コーディネーターによる水産加工業と障がい福祉サービス事業所とのマッチング支援を行っています。 県では、今後も林業水産業分野との連携に向けた取組を支援していきます。	新規	障がい保健福祉課
13	岩手青空の会	1 私たちを理解し、尊重される社会にしてください。 私たちが本人を弱者としてではなく、同じ目線で接してほしい。聞く耳を持たなかったり、その場しのぎの返事などはやめてほしい。 ハラスメントもやめてほしい。 私は共生き条協議会委員として参加している。当事者本人が差別されないような対応をしてほしい。	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」では、障がいのある人に対する区別や排除、制限をして嫌な思いをさせることを禁止しています。条例の内容について、県民に理解してもらえよう広くお知らせしていきます。	継続	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項 内容				
15	2	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてください。 私たちの気持ちをかんがえず、ごかいをしないでほしい。私たちの話しもきちんと理解してほしい。	県では、障がいのある人の方を決める会議を開くときには、障がいのある当事者の方に委員として参加してもらっています。今後も協力をお願いします。 (委員として参加してもらっている会議) ・障がいのある人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会 ・岩手県障害者施策推進協議会 ・岩手県障がい者自立支援協議会 など	継続	障がい保健福祉課	
	3	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。 障がい者雇用は、面接だけでなく、実習のような形で練習をしてから判断してほしい。 障がい者の人ができる仕事をふやしてほしい。 離職しない対策をしてほしい。	県では、障がい者雇用について、国や市町村等と協力しながら、県内の経済団体等へ要請する活動を行ったり、広域振興局等においている就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に理解協力を求めているところです。 また、障がいのある方などの就業や県内企業の障がい者雇用を進めるため、職業訓練を実施しています。複数のコースがあり、実際に企業などの現場において業務内容に沿った作業実習を行う訓練も行われています。 今後も周知を図るとともに、障がい者のかたや企業にとってもよりよい仕事場づくりを行っていただけるよう努めてまいります。 障害者就業・生活支援センターが県内に9箇所あります。センターでは、仕事をしたい障がい者の方に働くための相談や生活の相談を行っています。また、職場や家庭を訪問して就職した方が長く働けるようお手伝いしています。	継続	定住推進・雇用労働室 障がい保健福祉課	
	4	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。 私たちの生活は支援者の力によるところが大きいので、支援者へのハラスメントや大きな負担がないようにしてほしい。	条例では、県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めることとしています。 障がいのある人の家族を含めた支援者へのハラスメントや大きな負担がなくなるように、県民への理解が進むようにしていきます。	新規	障がい保健福祉課	
	5	安心して私達が望むところで暮らせるようにしてください。	障がいのある方が希望する地域で安心して暮らしていくためには、住まい、介護、日中活動の場などさまざまなサービスが必要となります。このサービスの利用に当たっては、障がいのある方が、どこでどのように生活したいのかといった希望を十分に聞いた上で、サービスを提供します。 このため、県及び市町村は、身近なところで必要なサービスを提供できるように取り組んでいます。	継続	障がい保健福祉課	
	6	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使えるようにしてください。	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使えるようにしてください。	県では、障がいのある方の自立や社会参加を支援していくため、JR運賃の割引の距離制限をなくすよう本年6月に国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて、要望していきます。	継続	障がい保健福祉課
	7	もっと仲間と交流できるように、本人活動を支援してください。	もっと仲間と交流できるように、本人活動を支援してください。	県では、岩手県障がい者スポーツ協会等と連携し、岩手県障がい者スポーツ大会を開催するなど、各種スポーツに参加できるように取り組んでいます。 また、岩手県社会福祉事業団等と連携し、岩手県障がい者文化芸術祭を開催するなど、創作活動等への支援も行っています。 今後とも、これらの活動を通じて、本人活動を支援していきます。	継続	障がい保健福祉課
	8	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けて欲しい。	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けて欲しい。	県では各市町村に対し、高齢者や障がい者等避難について支援が必要な方々一人ひとりの状態にあわせた個別の計画を作成し、避難場所や避難経路について、ご本人を含めた関係者が予め確認するよう求めています。	継続	地域福祉課

団体名	意見要望		回答	新規 継続 の別	担当室課
	NO	事項 内容			
20 岩手県精神保健ボランティア連絡会	1	心のバリアフリーの推進 障害者差別解消法や人にやさしい街づくりの推進において県では様々な取り組みがなされていると思います。確かにハード面における整備、配慮はかなり進んできていると感じますが、一方、ソフト面をみると障がいに対する理解はまだまだで、例えば、精神障がいのある方がアパートを借りようとした時に、はじめはオーケーが出たのに精神障がいがあると話した途端に契約を断られたとか、水泳に支障がないとの医者の診断書があるにもかかわらずスイミングスクールの入会を断られたり等、障がいに対する無理解、偏見が社会の中には多い現実がある。心のバリアフリーは一朝一夕には進まないと思いますが、是非、学校教育の場も含めて、様々な障がいに対する正しい理解の意識啓発を根気よく進めて行っていただきたい。 特に中途障がいの方は、家族に理解してもらえない。細やかに取組を進めていっていただいており、今後もどんどん進めてほしい。教育の場で、普段から交流して一緒に活動することによって、様々な障がいの理解が進むと思う。また、保護者の方への障がいの理解を進めることも必要である。	県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例及び障害者差別解消法の周知については、関係機関やコンビニ等へのリーフレットの配架、ラジオ広報、新聞広告等を実施してきたほか、各地域において民生委員・児童委員等に対し研修を行う等普及啓発に努めているところです。 また、今年度は県内の事業者や団体を対象に県職員を派遣し、障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施し、更なる普及啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、法及び条例の周知や障がいについての理解促進に向けて普及啓発を図ってまいります。 小中学校等においては、道徳をはじめとする各教科・領域等で心のバリアフリーに関する内容を扱うとともに、障がいのある児童生徒に対する学校生活における合理的配慮の普及・促進に努めているところです。 また、特別支援学校が実施している小中学校等との交流籍を活用した交流及び共同学習や各学校との学校間交流などの取組も、小中高等学校等の児童生徒に対する様々な障がいに対する理解につながる取組の一つとなっております。引き続き、取組の充実等を図りながら、理解促進に努めてまいります。	新規	障がい保健福祉課 学校教育課
21 岩手県断酒連合会	1	依存症に係る民間団体支援事業補助金について 1 例会会場等の無償提供支援 2 情報提供に使用するリーフレット購入経費の支援 今後、リーフレットの配布場所を増やす予定であり、結構な金額となる。 3 依存症に対する理解促進のための刊行物購入に要する費用援助などの支援 4 大会、研修会等、行事参加に要する交通費の補助 全国大会について頻繁に案内がある。今年度は京都で全国大会があり大変である。	県では、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、民間団体等と連携を図りながらアルコール依存症者の円滑な回復、社会復帰に取り組むため、民間団体等の活動に対する支援を行い、その活動を活性化させることとしております。 要望のありました各経費への支援については、個別の団体への直接補助は難しい状況ですが、例会会場の無償提供については、スケジュール等の諸条件次第で各振興局の会議室等の貸出が可能となる場合もありますので、最寄の保健所に個別に相談願います。 また、普及啓発用のリーフレットについては、県庁及び各保健所にもありますので、必要に応じて御相談願います。	新規	障がい保健福祉課
	2	行政・医療・断酒会との連携と断酒例会への参加の必要性 アルコール依存症という病気は、家族を巻き込み苦しめている病気です。特に子供に対する影響は恐ろしいものがあります。アルコール依存症者の子供は非行に走る傾向があります。また、飲酒に対しても抵抗なく入り、しかし、父親の暴力を受けた子供の中には飲酒しない子供もいますが、暴力を振るうようになっていきます。この負の連鎖を断ち切るためには、社会を変えて行かなければなりません。 アルコール依存症は身分の低い病気と言われている。依存症の人も、飲酒がなければ人前で話ができる。 また、他県では、断酒会が学校の保健体育の時間等で話をしている地域もある。	アルコール健康障害は、本人のみならず、家族の健康や日常生活・社会生活に深刻な影響を与えますが、特にも、未成年者の飲酒は、成人の飲酒に比べて急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすいほか、飲酒開始年齢が若いほど、将来のアルコール依存が高いとされていることから、これまでも、小学校から高等学校において、飲酒に伴うリスク等に関する様々な教育や普及啓発が行われてきたところです。 県では、引き続き、アルコール健康障害対策推進計画に基づき、学校教育や普及啓発フォーラム等の様々な機会を通じて、アルコール健康障害に関する正しい知識の普及に努め、未成年者の不適切な飲酒を防止する社会づくりを進めてまいります。	継続	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
22 いわて心臓病の子どもを守る会	1	<p>成人先天性心疾患患者への支援について</p> <p>障害者手帳や障害年金の20歳以上の申請書様式が先天性の心臓病児者の実態把握に即していない。審査で打ち切りになった半数ほどが心臓病などの内部障害という状況からも、20歳以下の様式で申請できるよう国へ働きかけてほしい。医療の進歩により成人を迎える先天性心疾患患者について、自立への支援をお願いしたい。</p> <p>学校卒業後、施設を利用することとなった。環境が変わってしまえば体調を崩してしまったため、なかなか施設利用ができなくなった。いざ施設利用の復帰をしたところ、施設の空気が何となく行かせられなくなるような雰囲気になり、利用できなくなった。</p> <p>今は日中一時支援を利用しているが、元気のよい子どもがおり、「何か事故があったら大変なので、元気のよいお子さんがいないときにいらしてください」と言われ、自分が利用したいときに利用できなくなっている。</p> <p>医療的ケアを受けられる環境として看護師がいる施設を選んでいるが、看護師がいても、もっと元気がよい子どもがいるときは遠慮してください等と言われ、利用者として平等な対応が得られていない。行政からの指導で平等な支援を受けられないか。</p>	<p>障害基礎年金については、日本年金機構が審査しており、この打ち切りに関しては、昨年度、障害基礎年金の支給を停止していた受給者5,342人のうち、約2割(1,106人)が停止を取り消すとされ、また、平成29年度において1年後再審査とされた1,010人のうち823人が支給継続とされたと聞いており、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。</p> <p>県では、小児慢性特定疾病児童等自立支援センターを委託設置しており、小児児童等の自立・就労に関する個別相談に対応しております。</p> <p>また、移行期医療支援体制の整備については、移行期医療支援センターの設置が求められているところであり、センターの運営主体をどこが担うのか、必要な人材をどのように確保するのかなどの課題がある一方で、成人期の診療科・医療機関との連携が重要で、現在、難病診療連携拠点病院を中心とする難病医療提供体制の整備を進めているところであり、移行期医療支援センターの運営主体の課題とも関連することから、併せて検討を進めていきます。</p> <p>身体障害者手帳については、都道府県ごとに判定結果に違いがないよう国が示す診断書様式及び基準に基づき認定を行っている。18歳未満で心臓障害と認定された方については、診断医師の意見により18歳以降に再認定を行う場合もあるが、本県において、心臓障害で再認定を行った結果、基準に該当しなかった事例は、近年ではない。また、認定に当たっては、診断書のほか、実際に診断書を作成した医師の意見を聴くなど実態を把握した上で総合的に判定しているため、御理解をお願いしたい。</p> <p>施設利用の件については、詳しい内容を後でお教えいただきたい。</p>	継続	障がい保健福祉課
	2	<p>安全・安心な教育環境の整備について</p> <p>心疾患患者が就学先について困ることのないよう、全学校の環境整備をお願いしたい。具体的には、移動のためのエレベーターの設置、全教室クーラーの稼働、プール授業予洗時の温水シャワーの導入である。心疾患患者は教室移動のための階段昇降が負担となり、息切れや疲労を伴う声が多く聞かれる。また、利尿剤服用者が多く、水分補給も欠かせないことから夏の暑さ対策も必須である。今現在、導入になっている事例も教えていただきたい。</p>	<p>学校生活を送るうえで、安全・安心できる教育環境の整備は必要なことと考えております。市町村立の学校については、関連する情報を提供するとともに、県立学校については、関係部署と情報共有を図って参ります。</p>	継続	学校教育課
	3	<p>就労に対する支援をお願いしたい。</p> <p>非正規雇用で安定していないうえに、フルタイムでは働けず、やむなく退職した例もある。障害者年金も暮らしていくには十分とは言えない金額である。病気とともに生活できるよう継続して就労できる制度設計を含め、支援をお願いしてきた。これまでに「発達障害・難治性疾患患者雇用開発助成金」についてご紹介いただいたが、どの程度の利用されているのか、上記開発助成金を企業が利用した例を教えてください。</p> <p>困っている点として、医大が矢巾に移転し、矢巾と内丸メディカルセンターに行くのに1日ずつ職場を休むと、非正規雇用の人は有給休暇が足りなくなってしまう。行政から病休のようなものが与えられ、非正規雇用の人も安心して働くことができる。</p>	<p>労働局が行っている事業である特定求職者雇用開発助成金(発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース)の利用状況につきましては、近年では平成28年度は計23件、平成29年度は33件、平成30年度は31件となっています。このうち難治性疾患患者の方を雇い入れる件数は平成28年度は17件、29年度は27件、平成30年度は30件となっており、年々増加しています。業種別でみると、製造業、介護・福祉、サービス業の企業が助成金を活用することが多く、例えば難治性疾患の方を雇い入れた企業からは「本人の体力や疾病を考慮した勤務体制をとっており、環境に慣れてきたところで、新しい業務へステップアップし、やりがいを感じてもらえるよう心がけている。利用者とのコミュニケーションがうまくいかない時は、その都度事業主が利用者への関わり方を指導したり、一緒に考える時間を作っている。」など考慮しており、本人も積極的に業務に関わっていると報告されています。</p> <p>今後も労働局と連携しながら助成制度の周知を図り治療を継続しながら働きやすい環境づくりに努めていきます。</p>	新規	定住推進・雇用労働室

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	4	子どもの医療費助成の拡充を図っていただきたい。	中学生までの医療費助成全額給付をお願いしたい。どこで暮らしても県内同一となるようにしてほしい。さらに、ペナルティ制度を廃止し、将来の日本を支える子どものための国の制度として子どもの医療費の充実を図るよう、いっそう国に働きかけていただきたい。 さらに、宿泊を伴う子ども達に対する助成があればよい。			
			子ども医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成をした場合に、その経費の1/2を補助しており、本年8月から、県内全市町村において中学生までが医療費助成の対象となりました。 県の補助については、一定の患者負担や所得制限を前提としたものとなっているところですが、市町村の判断により県の基準を拡大して実施している場合もあり、宮古市など県内の16市町村においては、所得に関わらず全額を助成しています。 総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していくうえで重要な施策でありますことから、医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置については、これを行わないよう、 また、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、全国一律の制度を創設するよう、 県の政府予算提言・要望において、国に対して継続して要望を行ってきたところであり、全国知事会からも同様の要望を行なっています。	新規	健康国保課	
26 特定非営利活動法人 いわて高次脳機能障害者の会イーハトーヴ	1	ピアカウンセラー、ピアサポーター認証制度の確立を	障がい当事者も家族も日々雑多な課題に直面し、悩みながら生活しています。医療、福祉、介護などのサービスを受けながらも、その専門職の支援だけでは埋めきれない部分を担うのが、「ピア」の存在だと思います。 私達も6年前から、高次脳機能障害ピアカウンセラー、ピアサポーター養成講座を開催し、初級、中級、上級コース終了後、スタッフ研修を経て、サロンdeイーハトーヴ(家族教室・相談会)のスタッフとして活動しております。 養成講座に見学参加した専門家からは、当事者・家族・支援者が共に学び合う仕組みが有効であること、場の雰囲気やプログラム内容も良く、全国的にもこのような取り組みは無く画期的であるとのこと意見を頂きました。一方、ピアカウンセラー、ピアサポーターは現在無償での活動です。今後は自信と責任をもって活動するためには有償で活動できる事が大切だと思っています。 更には、公的機関が認証したものではない事が大きな課題です。 今後、県など公的機関が養成講座として研修・認証するような制度の構築を望みます。	障がい当事者及び家族の支援にあたり、高次脳機能障害ピアカウンセラー、ピアサポーターの果たす役割の重要性は認識しております。 現在、県では、地域の支援拠点の支援担当職員等が相談支援を行う上で必要なスキルや専門知識等を身に付ける研修や、自治体職員、保健・福祉・医療関係者等の高次脳機能障害に関する理解促進のための研修など、県内における支援者等の養成に取り組んでおります。 身体障害者相談員については、相当数の当事者が相談員となっていることから、県では国に対し、精神障がい者についても、当事者や家族等が相談者となれるような制度の創設を要望しているところであり、県における研修の実施等については、国への要望の実現を図っていく中で、対応を検討して参ります。	新規	障がい保健福祉課
28 難聴児と家族の会たんぽぽ会	1	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告について	本年、厚労省と文科省によるプロジェクトチームが設置され、課題と今後取り組むべき方向性について報告されました。 ①難聴が疑われた時点からすべての難聴児が、これから受ける医療、療育、教育の情報を得て、安心して子育てができる体制を望みます。 ②新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための検討の際は、盛岡市立病院が平成26年まで行っていた難聴児の診療・療育を再検証していただきたい。また当事者である当会からの聞き取りをしていただきたい。	難聴が疑われた時点からの切れ目ない支援を行うに当たり、保健、医療、福祉、教育の連携が必要と認識しています。 今後、国から示される難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための指針や、本県関係機関の御意見を踏まえながら、支援体制の充実に向けた対応方法を検討して参ります。 本県における難聴児支援体制を検討する際には、これまでの支援状況を検証するとともに、関係機関・関係団体から意見をお聞きしながら進めて参ります。	新規	障がい保健福祉課
	2	県立療育センターについて	①昨年の回答にありました県立療育センターについての難聴児支援体制の整備はどのように進んでいるかが知りたい。	平成30年1月に耳鼻咽喉科を開設し、岩手医科大学からの診療応援による非常勤医師が週1日の診療を実施しております。 難聴児をはじめとした耳鼻咽喉科の外来ニーズは高く、今後も患者数の増加が見込まれることから、岩手医科大学と連携し、診療日数の増加や岩手医科大学の言語聴覚士の業務応援について要請を検討することとしており、引き続き難聴児支援体制の充実に向けて参ります。	新規	障がい保健福祉課
				継続	障がい保健福祉課	

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項 内容				
		<p>②常勤医師の状況や言語聴覚士の体制はどのようになっていますか。現在の状況をうかがいたい。</p> <p>以前は、難聴児支援の相談拠点として盛岡市立病院があり、医師及び言語聴覚士が配置されていたが、5年前前になくなった。県立療育センターに同様の機能を求めたが、人員体制が十分ではないことから、同様の機能をもつことが困難である。人員体制を整えてほしい。</p>	<p>医師については、昨今の医師不足を背景として、難聴児支援等に携わる常勤の耳鼻咽喉科医師の確保が困難な状況であり、岩手医科大学からの診療応援により対応している状況です。</p> <p>また、療育センターの言語聴覚士については、1名の配置に留まっており、主に摂食・嚥下等のリハビリテーションを担当しているところです。現在、言語聴覚士については職員募集を実施しているところですが、採用が困難な職種であることから、その確保に苦慮しているところです。</p> <p>引き続き医師の診療応援を要請していくほか、言語聴覚士の募集を行うとともに、岩手医科大学の言語聴覚士の派遣要請について検討して参りたいと考えております。</p>	継続	障がい保健福祉課	
	3	<p>福祉制度について</p> <p>市町村によって、また全国においても制度の運用に地域格差があり、利用者の負担に公平性を欠いていると感じます。どこにいても同じ対応をしていただけるように改善をお願いしたい。</p> <p>補装具や等級、地域によっても対応に違いがある。その都度相談したいのでよろしくお願ひしたい。</p>	<p>市町村の地域生活支援事業等のように、各市町村の裁量において定められている事業などについて、統一するよう市町村を指導することは困難ですが、各市町村の実施状況等について、必要な情報を提供していきます。</p> <p>なお、障がい福祉制度の推進に当たっては、地域における障がい者の日常生活や社会生活の実態を踏まえたくえで必要な見直しを行うとともに、地方自治体への財政的な支援の充実・強化を図るよう国に要望しています。</p>	新規	障がい保健福祉課	
29	JDDnetいわて	1	<p>全ての保護者・当事者(グレーゾーンを含む)への発達障がい関連情報の継続的提供について</p> <p>「いわて子ども発達支援サポートブック」の更新・配布、およびホームページへの発達障がい支援情報のまとめをありがとうございました。必要な方に確実に利用いただけるよう、周知をお願いいたします。役所での案内はもちろん、保健師など相談対応に当たる方々からの案内もお願いいたします。</p> <p>土日祝日に医療機関や相談機関に対応してもらえたり、緊急時には夕方以降でも対応してもらえる相談窓口の開設を要望します。また、最初の相談窓口となる場所を分かりやすく一本化していただき、周知していただきたいです。</p>	<p>サポートブックを送付した関係機関については、案内文書によりその活用方法を周知したところですが、送付後も追加送付の希望があるなどのニーズがあります。今後も、ホームページでの情報発信などにより、引き続きサポートブックの周知を図っていきます。</p> <p>発達障がい児・者の方々への相談対応については、県発達障害者支援センターをはじめ、各市町村等の支援機関により実施しておりますが、限られた人員体制の中で、現状では、休日・夜間の相談窓口の開設は困難な状況にありますので、御理解をお願いします。なお、最初の相談窓口は、最も地域に身近な市町村ですので、県ホームページやサポートブックをご参照ください。</p>	継続	障がい保健福祉課
		2	<p>教育についての要望</p> <p>特別支援教育支援員の配置数を増やすとともに、学生の養成にも力を注いでいただきたいです。</p> <p>個別の支援計画に保護者の要望を記入するとともに、保護者へ情報を開示していただくよう、各市町村教育委員会へ指導していただきたいです。</p> <p>通級指導教室の全体数を増やしていただきたいです。また、LD等通級指導教室は、LD以外の子ども必要に応じて利用できることを周知していただきたいです。</p> <p>不登校・行き渋りの子が過ごしやすい居場所やオンライン学習による出席の選択肢を与えていただきたいです。広島県教育委員会では、オランダの学校を視察し、中学校に校内フリースクールを設置していたので、参考にしていただきたいです。</p> <p>集団での学習が困難で特別支援学級を利用する場合にも、進学を選択肢が狭まらないよう、同様の学習の機会を与えて評価をしていただきたいです。</p>	<p>特別支援教育支援員については、今年度も昨年度とほぼ同数の約680名が、幼・小・中・高等学校に配置されております。今後とも学校や地域の実状を踏まえながら、適切な配置となるよう、進めていきます。</p> <p>個別の教育支援計画の作成と活用については、各市町村教育委員会に対して、推進を図るよう働きかけております。今後とも作成の意義や作成方法などを確認しながら、効果的な活用が促進されるよう取組を進めていきます。</p> <p>通級による指導を行う教室の設置・運営については、各市町村が行っております。今後も、学びの場の確保等において、適切に進むよう、必要に応じて支援を行って参ります。また、通級による指導を行う教室の利用等につきましては、研修会や会議等様々な機会を通じて周知を図って参ります。</p> <p>県教委では、児童生徒の心のサポートのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、一人一人に寄り添った対応ができるよう、教育相談体制の充実を努めているところです。また、市町村教委では、適応指導教室等を設置し、学校との連携の下に、不登校傾向にある児童生徒の居場所づくりに取り組んでおります。オンライン学習については、全国の導入状況等の把握に今後努めてまいります。</p> <p>特別支援学級の運営については、担任への研修や学校長との会議等において、児童生徒一人ひとりへの適切な指導や支援を推進するよう理解を図っております。今後とも様々な機会を通じて、働きかけていきます。</p>	継続	学校教育課
				継続	学校教育課	
				新規	学校教育課	
				新規	学校調整課	
				継続	学校教育課	

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課			
	NO	事項				内容		
			各圏域ごとにおける進路に関するネットワーク会議を地域の高等学校教員にもご案内いただきありがとうございます。 進路については高校入学前の中学校から準備をしなければならない問題ですので、中学校の先生方へも進路や福祉についての情報の周知をお願いいたします。	新規継続の別	学校教育課			
			知的障がいのある子が地域で学べるよう空き教室や空いている公共施設を利用して支援学校分校や、支援学校卒業後も学べる専門学校や大学を作りたいです。			特別支援学校の設置については、児童生徒の動向や地域の実状などを十分に把握し、総合的に判断しながら進めていきたいと考えております。	継続	学校教育課
			学区外の小・中学校への入学を制限しないでいただきたいです。 また、子どもにとって相応しい学びの場が得られるよう、幼・小、小・中の連携を進めていただきたいです。			いわゆる「学校選択制」等の取組については、市町村教育委員会の判断となり、市町村教育委員会では、地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に「通学区」を設定していることが一般的です。 また、校種間の連携については、「いわて特別支援教育推進プラン(2019～2023)」に引継ぎシート等の活用による継続した支援を位置付けており、取組を進めております。	新規	学校教育課
			自閉症・情緒のための支援学校を設置していただきたいです。 特別支援学級でもよい。			特別支援学校の設置については、児童生徒の動向や地域の実状などを十分に把握するとともに、国の動向や法も含め総合的に判断しながら進めていきたいと考えております。 特別支援学級は市町村で設置しており、年々増加している。	新規	学校教育課
			通信・単位制高校以外の私立・公立高校も、特別支援を必要とする家族団体の見学を受け入れていただきたいです。			希望する学校へ連絡していただき、趣旨等を説明の上日程調整を行うことで見学は可能と考えております。 希望する学校へ連絡していただき、了解をいただくことで見学は可能と考えております。	新規	学校教育課 学事振興課
			発達障がい児向けのデジタル教材やアプリ等を必要な児童生徒が利用できるよう周知していただきたいです。			デジタル教材等については、研修や会議等において、児童生徒一人ひとりの実態に合わせて、適切かつ有効に活用するよう周知しているところです。今後とも様々な機会を通じて、働きかけていきます。	新規	学校教育課
			学校の先生の対応力を上げるための研修を行うとともに、先生方へのサポートをする専門家配置し、利用できるようにしていただきたいです。			全教員を対象とした授業力向上研修及び各校種における基本研修を始め、様々な研修において特別支援教育に関する研修を実施しています。今後も各校種における研修会等の充実を図り、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援や対応が行われるように努めて参ります。また、現在、特別支援学校のセンター的機能の活用において、特別支援教育コーディネーター等を中心に各校・各教員等への支援に取り組んでおりますが、今後も充実した取組を進めて参ります。	新規	学校教育課
3	医療についての要望	発達障がい沿岸センターを存続させていただきたいです。 作業療法などの早期療育の受け入れ先、対応窓口を増やしていただきたいです。	発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関として、連絡協議会の開催や各種研修の実施、相談支援等を実施しており、関係機関のネットワークの構築に主導的な役割を果たしてきたところです。 東日本大震災の発生から8年が経過し、仮設住宅から恒久住宅への移行が進む中、発達障がい児・者の置かれた環境が変化していると考えられる一方で、沿岸地域以外でも支援ニーズは相当程度あるものと考えられることから、今後、県内の発達障がい児の支援ニーズを把握する中で、県全体の支援体制について検討していきます。 身近な地域で療育を提供する事業として児童発達支援がありますが、県内では、サービス見込量に対して利用実績が十分でない市町村もあることから、県では、市町村と連携し、児童発達支援の提供体制の整備に努めていきます。 また、児童発達支援事業所に従事する職員が発達障がい児への支援に適切に対応できるよう、引き続き、「いわて子ども発達支援サポートブック」の活用を周知を図り、支援者の資質向上に努めていきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい保健福祉課			

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
		<p>大人の発達障がい診断や投薬ができる医療機関を周知していただきたいです。</p> <p>「いわて医療ネット」で検索可能であるとしても、一見して医療機関を探すことは困難であるため、容易に閲覧可能な状態にしてほしい。</p>	<p>大人の発達障がい診断や投薬ができる医療機関は、『いわて医療ネット』にアクセスしていただき、「診療科でさがす」⇒「精神科」で検索することができます。なお、この『いわて医療ネット』は、県ホームページの発達障害支援情報ページにもリンクを掲載し、周知しているところです。</p> <p>いわて医療ネットについて、改善できるかどうか見てみたい。</p>	新規	障がい保健福祉課
		<p>医療機関として相談しやすい名称を考えていただきたいです。また、受給者証の名称から「障がい」の文字を外していただきたいです。他県では「こころのケア」「支援受給者証」などとなっている場合もあります。</p>	<p>医療機関が標榜することができる名称・診療科名については、医療法その他の関係法令に基づくこととされており、発達障がいに対応した名称を一律に設定することは困難と考えています。なお、発達障がいに対応できる医療機関については、岩手県医師会のホームページに掲載しており、引き続き、医師会と相談のうえ当該医療機関の周知に努めていきます。</p> <p>現在の受給者証の名称は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」であり、「障がい」という表記は用いられておりません。現在の名称は、県内の医療機関にも認知されており、特段の支障も生じていないことから、現時点で変更は考えていないところです。</p>	新規	障がい保健福祉課
		<p>受診サポート手帳を発達外来・精神科以外の医療機関で周知していただきたいです。</p> <p>各市町村において受診サポート手帳が浸透しておらず、窓口において交付してもらえないことがあるため、市町村・県医師会・市町村医師会へも周知してほしい。開業医で発達障がいを診断できるところには必ず置いてほしい。</p>	<p>県と岩手県医師会が共同で作成した受診サポート手帳は、岩手県小児科医会、岩手医科大学小児科学講座、岩手県精神医会、各市町村発達障がい児(者)支援主管課、家族団体、岩手県歯科医師会等に配付したところです。</p> <p>小児科、精神科、歯科以外の医療機関への周知については、岩手県医師会と相談しながら検討を進めていきます。</p> <p>受診サポート手帳が関係機関に行き渡っているか確認してみたい。</p>	新規	障がい保健福祉課
	4	<p>就労についての要望</p> <p>福祉就労から一般就労へステップアップできるようにし、新たな利用者を受け入れられるようにしていただきたいです。</p> <p>また、訓練できる仕事の幅を広げていただきたいです。</p> <p>回答が障がい保健福祉課からのみであるのが非常に残念である。就労という言葉が出てきたときは、全ての関係部署からお答えいただきたい。就労支援は、労働局、定住推進・雇用労働室、障害者職業センター等、福祉・教育・労働の各所が連携し横のネットワークを持たないとできない。各部署で1つか2つずつやっていただけることの知恵を出していただきたい。</p>	<p>障がいの程度や就労にかかる能力等に応じて就労継続支援B型、就労継続支援A型、就労移行支援、就労定着支援があり、相談支援事業所に相談の上、適切なサービスを受けられる仕組みとなっており、サービス利用開始後においても、相談支援事業所において適宜モニタリングを行い、本人の能力や適応状況によりステップアップできる体制を整えております。</p> <p>また、訓練できる仕事の幅が広がるよう、農福連携や工賃向上セミナー等により優良事例等の発信を通じて、事業所の取組を支援していきます。</p>	継続	障がい保健福祉課
		<p>自己理解につながることや困ったときの相談窓口、年金の受給等についても指導いただけるようにしていただきたいです。</p>	<p>県内に9か所ある障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある方の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っており、就業に関する相談支援、準備支援の他、職場や家庭訪問を行い、職場定着に向けた支援も実施しています。また、日常生活・地域生活に関する助言として生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の自己管理に関する助言の他、住居、年金、余暇活動などの生活設計に関する助言を行っております。</p>	新規	障がい保健福祉課
	5	<p>福祉についての要望</p> <p>加算をつけるなどして、支援者が定期的に新しい情報を更新できるようにしていただきたいです。</p> <p>レスパイトケアの知識不足などがあります。</p>	<p>県では、障がい児・者支援の適切かつ円滑な運営に資するよう、相談支援従事者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者などを対象とした各種研修を実施しており、研修内容には障がい児・者福祉施策に関する最新の動向などを盛り込んでいます。</p> <p>支援者が、レスパイトケアなど家族の負担軽減につながる制度に関する知識も習得できるよう、引き続き、研修内容の充実に取り組んでいきます。</p>	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
		<p>小・中・高校生の子どもたちが安心して遊べる場所、その保護者が気軽に相談できる場所を作っていたり、知識を持った職員が専門機関へつなげられるようにしていただきたいです。</p>	<p>県では、子ども食堂など、子どもが安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりに取り組む市町村の拡大に取り組んでいます。</p> <p>このため、昨年度設立された、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動を支援しているほか、今年度から、新たに、子どもの居場所の立上げ等への補助を行う市町村への財政支援を行っているところです。</p> <p>共働き家庭等の小学生が放課後等に利用する放課後児童クラブにおいては、障がい児を受け入れる場合に、県は受入れに必要な職員を配置する費用に対して補助を行っており、引き続き障がい児の受入れを支援していきます。</p> <p>また、保護者の子育てに関する相談については、これまでも各市町村等、関係機関と連携し対応しているほか、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」の全市町村への設置を推進するなど、身近な場所で子育て世代を支える体制の拡充を図っています。</p>	新規	子ども子育て支援課
			<p>障がいをお持ちの小学生、中学生、高校生に対し、余暇を提供する役割を担う事業として、放課後等デイサービスがあり、「第1期岩手県障がい児福祉計画」においては、身近な地域で支援を受けられるよう、県と市町村が協力しながら、地域療育体制の拡充を図ることとしています。</p> <p>また、放課後等デイサービス事業は、国が定めるガイドラインにおいて、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めることとされているほか、関係機関・団体との連携や情報共有が重要であると示されているところです。</p> <p>県としては、ガイドラインの趣旨を踏まえた事業の運営がなされるよう、事業所に対する啓発を図っていきます。</p>		障がい保健福祉課
		緊急時に障がい児・者を預かってくれるところを作っていただきたいです。	緊急時に障がい児・者を預かる事業としては、短期入所事業と日中一時支援事業がありますが、県としては、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、市町村と連携し、これらの事業の充実に取り組んでいきます。	新規	障がい保健福祉課
		相談支援専門員が不足しているため、相談支援事業所の補助を手厚くし、例えばセルフプランとなったとしても相談支援専門員と一緒に作成できるようにしていただきたいです。 また、どの事業所がどの範囲の相談支援を受けられるのかを明示していただきたいです。	相談支援専門員については相談支援従事者初任者研修を通じて毎年70～80名を養成しています。また国に対して相談支援専門員の業務内容を適切に評価し、事業所が安定的な経営が行えるよう、計画相談支援費(モニタリングを含む)の増額を要望しております。 事業所の一覧については県ホームページで公表しているほか、ワムネットの障害福祉サービス等情報検索で詳しい事業内容等が掲載されています。	新規	障がい保健福祉課
		利用時間内で保護者への支援の時間を設けていただき、家庭内の問題改善や生活面の向上を図っていただきたいです。	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスは、国が定めるガイドラインにおいて、保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言と支援を行うことが必要であるとされています。 また、保護者との定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障がいについて保護者の理解が促されるような支援を行うことが望ましいとされています。 県としては、保護者に対する支援が充実されるよう、引き続き、ガイドラインの趣旨について事業所に対する啓発を図っていきます。	新規	障がい保健福祉課
		事業所と利用者間でトラブルがあった際に、公平な調査を行い対応する第三者機関を設置していただきたいです。	社会福祉法の定めに基づき、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、平成12年度から岩手県社会福祉協議会に、学識経験者等の第三者で構成される運営適正化委員会が設置されています。この委員会では、苦情相談を受けるとともに、利用者や事業者が話し合いながら、苦情を解決するための調査、指導、助言を行っています。 委員会の業務案内等については、県のホームページ(「福祉サービス苦情解決事業」について)又は岩手県社会福祉協議会のホームページに掲載されていますので、御参考願います。	新規	地域福祉課